

平成29年度年末年始の輸送等に関する安全総点検実施細目（抜粋） ～事故防止等に関する安全点検及びテロ対策等の点検～

東 北 運 輸 局

平成29年11月27日

第1 目的

日々の国民生活や経済活動を支える基盤である輸送機関等の「安全・安心」の確保は不可欠であるが、特に大量の輸送需要が発生し、輸送機関等に人流・物流が集中する年末年始は、ひとたび事故等が発生した場合には大きな被害となることが予想される。

昨年1月に軽井沢スキーバス事故が発生し、当該事故を踏まえた再発防止策として同年6月に取りまとめられた「安全・安心な貸切バスの運行を実現するための総合的な対策」に掲げられた事項について、実現可能なものから速やかに実施しているところである。また、これまでに発生した事故等に対しては、安全施策の取組を実施し、事故等の再発防止を推進しているところである。さらに陸・海・空にわたる輸送機関等における安全確保及び事故防止の徹底を図るためには、これらに加えて、事業者における自主的な安全への取組を強化することが引き続き重要であることから、経営トップを含む幹部の強いリーダーシップの下での自主点検等を実施し、安全意識を向上させる必要がある。

また、I S I Lに影響を受けたとされるテロがイギリス、フランス、ベルギーなど各地で発生し、多数の犠牲者が出ている。さらに、昨年バングラデシュ・ダッカ襲撃事案を始め、現実に我が国の権益や邦人がテロの標的となる事案が発生しており、国際的なテロの脅威は依然として深刻である。こうしたテロの脅威が高まる中で、我が国においては、平成31年にはラグビーワールドカップ、平成32年にはオリンピック・パラリンピック東京大会等の国際イベントの開催を控えており、テロ対策の実施状況についても、併せて点検を実施し万全を期する必要がある。さらに、新型インフルエンザ対策については、平成25年4月に新型インフルエンザ等対策特別措置法が施行され、同年6月に政府及び当省の行動計画が改定されたところであり（当省の行動計画は、平成27年3月にも形式的に改定）、運送事業者を含む事業者等は、対策の着実な実施に努める必要がある。

このため、「年末年始の輸送等に関する安全総点検」（以下「総点検」という。）を実施する。

第2 期間

平成29年12月10日(日)～平成30年1月10日(水)

第3 重点点検事項

今年度の総点検においては、以下の4つの点検に特に留意する。

- 1 安全管理（特に乗務員の健康状態、過労状態の確実な把握、乗務員に対する指導監督体制）の実施状況
- 2 自然災害、事故等発生時の乗客等の安全確保のための通報・連絡・指示体制の整備・構築状況
- 3 テロ防止のための警戒体制の整備状況や乗客等の安心確保のための取組、テロ発生時の通報・連絡・指示体制の整備状況及びテロ発生を想定した訓練の実施状況
- 4 新型インフルエンザ対策の実施状況

第4 自動車交通関係点検事項（抜粋）

【点検事項】

- （1）軽井沢スキーバス事故を踏まえた貸切バスの安全対策の実施状況
- （2）運行管理（飲酒運転・過労運転、健康起因事故の防止、点呼の実施、運転者に対する指導監督）及び整備管理（車両の点検整備（日常点検整備、定期点検整備）及びリコール、改善対策）の実施状況
- （3）コンテナ輸送における安全対策の実施状況
- （4）バスターミナル、自動車道及び一般トラックターミナルの保守点検の実施状況
- （5）自然災害、事故等発生時の乗客等の安全確保のための通報・連絡・指示体制の整備・構築状況
- （6）テロ防止のための警戒体制の整備状況や乗客等の安心確保のための取組、テロ発生時の通報・連絡・指示体制の整備状況及びテロ発生を想定した訓練の実施状況
- （7）新型インフルエンザ対策の実施状況

第5 総点検実施要領（抜粋）

- （1）総点検は、現場機関のみにまかせることなく、経営トップを総点検最高責任者に選任し、事前に十分な計画を定めて実施すること。また、経営トップを含む幹部においては常に現場の状況を把握し、総点検において発見された不備事項については、早期改善について厳正な態度で臨み、適切な措置を行うこと。
- （2）重点点検事項については、特に入念な点検を行うこと。